

農業食料工学会誌 投稿規程

(昭和12年4月制定)	(平成7年5月改正)	(平成18年4月改正)
(昭和52年6月改正)	(平成9年1月改正)	(平成19年1月改正)
(昭和57年4月改正)	(平成10年1月改正)	(平成19年12月改正)
(昭和59年9月改正)	(平成11年1月改正)	(平成23年4月改正)
(昭和63年11月改正)	(平成12年6月改正)	(平成25年6月改正)
(平成3年9月改正)	(平成12年11月改正)	(平成26年12月改正)
(平成5年1月改正)	(平成13年9月改正)	(2020年2月改正)
(平成6年1月改正)	(平成15年12月改正)	部 2020年2月改正部分

一般社団法人農業食料工学会（以下「学会」という）が一般社団法人農業食料工学会定款第3条第2項第1号の規定に基づいて発行する農業食料工学会誌（以下「学会誌」という）への投稿及び投稿された原稿の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第1章 原稿の種類、投稿資格及び著作権 （原稿の種類）

第1条 学会誌に掲載する原稿には、学会会員が投稿する投稿原稿及び編集委員会が依頼する依頼原稿がある。

2. 投稿原稿は農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する研究論文、技術論文、速報、レビュー、論説、解説、資料、文献紹介、論文紹介とする。

3. 依頼原稿は農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する論説、解説、特集、テクノトピックス等とする。

（投稿の資格）

第2条 投稿原稿の筆頭著者は学会会員に限る。ただし、論説、解説、特集、文献紹介、論文紹介においては、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

2. 投稿原稿のうち、研究論文、技術論文、速報、資料には Corresponding author（コレスポンディング・オーサー：責任著者）を明記する。コレスポンディング・オーサーは個人会員の学

会会員に限る。

（著作権）

第3条 投稿あるいは依頼による著作物の著作権の帰属等に関しては、「一般社団法人農業食料工学会 著作権規程」による。著者の学会への著作権譲渡手続きについては、同規程細則に従い印刷時（掲載可となった後）に著作権譲渡書を印刷原稿と共に編集委員会に送付するものとする。原則として、著作権譲渡書の提出がない場合は原稿を印刷しない。

2. 第三者から記事の複製、転載等について許諾を求められ、本学会が必要と認めた場合は、著者に代わって許諾することがある。

第2章 原稿の執筆

（使用言語）

第4条 原稿は和文又は英文とする。

（研究論文の内容と様式）

第5条 研究論文は、学術的価値があり、しかも、オリジナリティのある論文とする。基礎研究、応用研究又は実用化研究のいずれであっても実際問題とのつながりがあることが望ましい。

2. 学術報告として既に印刷公表されたものは採用しない。

3. 1研究課題の研究論文は4報以内にとりまとめることを原則とする。また2報以上にわたる場合は、学会誌上において初報から終報までの全報が完結するものとする。

4. 1論文は学会誌6ページ（標題、著者名、図

表，要旨，Abstract 等を含む）以内とし，それを超える場合は受付できないことがある。図表及び写真は併せて 15 単位（1 単位は製版仕上りで 64cm²）以内とする。

5. 和文原稿では，最初に「研究論文」と明記し，和文標題（主，副），和文著者名（姓名とも），和文要旨，和文キーワード，英文表題（主，副），英文著者名（姓名とも），英文 Abstract，英文キーワード，発表実績と所属，本文，引用文献の順に記載する。
6. 英文原稿では，最初に「Research Paper」と明記し，英文標題（主，副），英文著者名（姓名とも），英文 Abstract，英文キーワード，発表実績と所属の英文，本文，引用文献の順に記載する。なお，英文原稿では，和文標題，和文著者名，和文要旨，和文キーワード，発表実績と所属を別紙に記載する。
7. 論文査読資料として，研究論文のオリジナリティの所在，学術的価値，実際問題とのつながり等について，それぞれ 100 字程度で箇条書きにし，原稿と同時に提出することができる。
8. 論文が 2 報以上にわたり，最終報までを第 1 報と同時に投稿しない場合は，同時に投稿しない続報の概要を各報 400 字以内にまとめて，第 1 報の原稿と同時に提出することができる。

（技術論文の内容と様式）

- 第 6 条 技術論文は，学術的価値やオリジナリティよりも，実用技術上重要で，しかも著者自身によって得られたデータ等をもととした論文とする。
2. 1 研究課題の技術論文は 4 報以内にとりまとめることを原則とする。また 2 報以上にわたる場合は，学会誌上において初報から終報までの全報が完結するものとする。
 3. 1 論文は学会誌 6 ページ（標題，著者名，図表，要旨，Abstract 等を含む）以内とし，それを超える場合は受付できないことがある。図表

及び写真は併せて 15 単位（1 単位は製版仕上りで 64cm²）以内とする。

4. 和文原稿では，最初に「技術論文」と明記し，和文標題（主，副），和文著者名（姓名とも），和文要旨，和文キーワード，英文標題（主，副），英文著者名（姓名とも），英文 Abstract，英文キーワード，発表実績と所属，本文，引用文献の順に記載する。
5. 英文原稿では，最初に「Technical Paper」と明記し，英文標題（主，副），英文著者名（姓名とも），英文 Abstract，英文キーワード，発表実績と所属の英文，本文，引用文献の順に記載する。なお，英文原稿では，和文標題，和文著者名，和文要旨，和文キーワード，発表実績と所属を別紙に記載する。
6. 論文査読資料として，技術論文の実際問題との関連，データ・機構等の実用性，手法・内容の新規性等について，それぞれ 100 字程度で箇条書きにし，原稿と同時に提出することができる。
7. 論文が 2 報以上にわたり，最終報までを第 1 報と同時に投稿しない場合は，同時に投稿しない続報の概要を各報 400 字以内にまとめて，第 1 報の原稿と同時に提出することができる。

（速報の内容と様式）

- 第 7 条 速報は，研究論文又は技術論文として投稿すべき内容であるが，早急に会員に提供することが学会会員への寄与が高いと判断されるものとする。
2. 1 編は学会誌 2 ページ以内とする。図表及び写真は併せて 4 単位以内（1 単位は製版仕上りで 64cm²）とする。
 3. 後に，その詳細について研究論文又は技術論文として投稿することができる。
 4. 原稿には，最初に「速報」（英文原稿では「Short Report」）と明記し，和文標題，和文著者名（姓名とも），英文標題，英文著者名（姓名とも），キーワード（和文，英文の順），発

表実績と所属，本文，引用文献の順に記載する。

(レビューの内容と様式)

第8条 レビューは，対象とする研究分野について，歴史性や地域性に基づく解説を加え，それらの研究水準及び技術水準を明らかにしたものとする。

2. 1編は，学会誌8ページ以内とする。
3. 原稿には，最初に「レビュー」(英文原稿では「Review Paper」)と明記し，和文標題，和文著者名(姓名とも)，英文標題，英文著者名(姓名とも)，キーワード(和文，英文の順)，発表実績と所属，本文，引用文献の順に記載する。

(論説の内容と様式)

第9条 論説は，社会，経済，科学技術等一般にわたる，学会会員個人又はグループとしての評論，展望，随筆等とする。

2. 1編は学会誌2ページ以内とする。
3. 原稿には，最初に「論説」と明記し，標題，和文著者名(姓名とも)，本文，引用文献の順に記載する。また，著者の略歴を別紙に記載して添付するとともに，近影の顔写真を1部提出する。

(解説の内容と様式)

第10条 解説は，学会会員の啓発に資し得る，社会，経済，科学技術をはじめ，広く農業食料工学に関する課題について平易に論じたものとする。

2. 1編は学会誌4ページ以内とする。
3. 後に，その詳細について研究論文又は技術論文として投稿することができる。
4. 原稿には，最初に「解説」と明記し，和文標題，和文著者名(姓名とも)，英文標題，英文著者名(姓名とも)，キーワード(和文，英文の順)，発表実績と所属(投稿原稿の場合)，本文，引用文献の順に記載する。また，依頼原

稿においては著者の略歴を別紙に記載して添付するとともに，近影の顔写真を1部提出する。

(資料の内容と様式)

第11条 資料は，研究・実験・解析・設計に広く参考となるデータ・計算図表・統計等，海外事情，新しく開発された製品又は実験用計器・器材，特色ある設備等を紹介したものとする。

2. 1編は学会誌4ページ以内とする。図表及び写真は併せて10単位以内(1単位は製版仕上りで64cm²)とする。
3. 後に，その詳細について研究論文又は技術論文として投稿することができる。
4. 原稿には，最初に「資料」(英文原稿では「Material」)と明記し，和文標題，和文著者名(姓名とも)，英文標題，英文著者名(姓名とも)，キーワード(和文，英文の順)，発表実績と所属，本文，引用文献の順に記載する。

(文献紹介の内容と様式)

第12条 文献紹介は，内外文献の要約紹介，抄録，工業所有権の紹介等とする。

2. 紹介すべき文献や紹介の様式等については，編集委員会の審議を経て決定する。
3. 1編は学会誌1ページ以内とする。

(論文紹介の内容と様式)

第13条 論文紹介は，学会誌以外の学術刊行物に発表した論文を，著者自身が紹介投稿するものとする。

2. 1編は学会誌1ページ以内とする。

(特集の内容と様式)

第14条 特集は，農業機械，農業機械化，農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等，農業食料工学関連技術の確立，向上に寄与する情報について広く解説したものとする。

2. 1編は学会誌4ページ以内とする。
3. 後に，その詳細について研究論文又は技術論文として投稿することができる。
4. 原稿には，最初に「特集」と明記し，和文標

題，和文著者名（姓名とも），英文標題，英文著者名（姓名とも），キーワード（和文，英文の順），本文，引用文献の順に記載する。また，著者の略歴を別紙に記載して添付するとともに，近影の顔写真を1部提出する。

（テクノトピックスの内容と様式）

第15条 テクノトピックスは，新たに開発された製品又は実用的な技術について簡潔に解説したものととする。

2. 1編は学会誌2ページ以内とする。
3. 後に，その詳細について研究論文又は技術論文として投稿することができる。
4. 原稿には，最初に「テクノトピックス」と明記し，和文標題，英文標題，和文著者名（姓名とも），本文の順に記載する。また，著者の略歴を別紙に記載して添付するとともに，近影の顔写真を1部提出する。

（図，表，写真）

第16条 図表及び写真は別ファイルとする。

（原稿様式及び原稿の保存）

第17条 投稿原稿の著者（以下「投稿者」という）が守るべき事項は細則に定める。

2. 投稿者は，原稿の控え及び最終原稿のファイルを手許に保存しなければならない。この保存期間は，本誌に掲載された原稿にあつては掲載誌発行後6箇月，掲載を却下された原稿にあつては却下の日までとする。

（原稿の送付）

第18条 投稿者は，投稿原稿を電子投稿システムによって編集委員会へ送付する。

2. 掲載可となり印刷が可能になった時点（編集委員会事務局より投稿者へ連絡する）で，投稿者は，最終原稿の電子化ファイルを編集委員会へ送付する。

第3章 原稿の取扱い及び審査

（原稿受付日）

第19条 原稿受付日は原稿が投稿された日とする。

ただし，編集委員会から内容の照会，訂正若しくは短縮の目的をもって投稿者あて返送された原稿については，その返送日から2箇月以内に回答とともに原稿が再提出されない場合は，最初の受付日を無効とすることができる。

（原稿の採否）

第20条 投稿者は，投稿原稿の本誌への掲載の可否について編集委員会に一任するものとする。

2. 投稿原稿の掲載の可否については，別に定める査読要領に基づき査読者の審査を経て編集委員会で決定する。

（原稿の修正）

第21条 編集委員会は，投稿原稿のページ数の大幅な超過，あるいは内容，表現方法が著しく不相当と判断される場合，著者に変更・修正を求められることができる。

2. 編集委員会は，投稿原稿及び依頼原稿中の字句又は図，写真，表の表現，若しくは図，表の縮尺その他の必要と認められる箇所について，編集上の加除修正を行うことができる。

（校正）

第22条 投稿原稿については，著者校正を1回行う。校正は印刷上の誤りの訂正にとどめ，内容の変更を認めない。

2. 依頼原稿については，編集委員会が校正を行う。

第4章 投稿費用と原稿料

第23条 理事会は，学会の資産状況に応じて，掲載された研究論文，技術論文及び資料等の投稿原稿について，著者に別刷の購入を義務づけることができる。購入を義務づける際の購入部数，単価は細則に定める。

2. 投稿者は，投稿原稿が掲載された場合において，総ページ数が規定ページ数を超えるとき超過ページに係る超過負担金を，図等の総面積が

規定面積を超えるときは超過図等に係る超過負担金を、それぞれ学会に納付しなければならない。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。各超過負担金の査定法と金額は細則に定める。

3. 依頼原稿には原稿料を支払うことができる。

附 則

1. この規程は2020年3月1日から施行する。
2. この規程の変更は理事会で行い、学会誌に公示する。